

近畿農政局における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について

平成16年2月20日
一部改正 平成29年6月2日
一部改正 令和2年5月13日
一部改正 令和4年4月26日
近畿農政局

農林水産省就業体験実習実施要領（平成15年1月31日大臣官房秘書課長通知（以下「実施要領」という。））第14の（1）に定める近畿農政局の実施分に係る実習生の募集・決定の具体的手続き及び実習の実施に関する留意すべき事項は、次によることとする。

（実習生の募集）

第1 実習生の募集は、次に行う。

- （1）近畿農政局長は、実習生の受入れについて、受入れ可能な課室名、期間、人数、実施業務等につき別紙様式1にとりまとめ、大臣官房地方課を経由して大臣官房秘書課長へ報告するとともに、大学等及び学生に対して、インターネット等を通じて、実習の実施を通知する。
- （2）大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式2にとりまとめ、被推薦者毎に別紙様式3を添付して、近畿農政局長に提出する。ただし、海外に所在する大学等の学生が実習を希望する場合に限り、学生が直接、近畿農政局長に提出する。

（実習生の決定等）

第2 実習生の決定は、次により行う。

- （1）近畿農政局長は、受入れ可能人数、学生の希望等を勘案し、受入れの可否を決定する。この際、実習を実施する課（室）の長に面接を行わせることができる。
- （2）近畿農政局長は、別紙様式4により速やかに大学等へ、受入れ可能な学生の氏名及び実習を実施する課室等を通知する。当該学生への結果の通知は、各大学等において行うこととする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、近畿農政局長は、当該学生に直接結果を通知するものとする。
- （3）実習生は、実施要領第6の（5）に規定する誓約については、別紙様式5による誓約書に署名し、近畿農政局長に提出することとする。

（実習の実施に係る留意すべき事項）

第3 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- （1）近畿農政局長は、実習を実施する課（室）の長に、その所属職員（原則と

- して課（室）長補佐クラス）のうちから指導員を指名させる。
- （２）指導員は、別紙様式 6 により実施要領第 7 の（３）に規定する実習計画書を実習開始前日までに近畿農政局長まで提出するものとする。
 - （３）実習生は、実習期間終了後 2 週間以内に、実習内容に関する報告書（1,000 字程度）を作成し、指導員を経由して近畿農政局長に提出することとする。
 - （４）指導員は、実習終了後、速やかに実習の結果について別紙様式 7 により近畿農政局長に報告することとする。
 - （５）近畿農政局長は、実習終了後、実習の結果について別紙様式 8 にとりまとめ大臣官房地方課を経由して大臣官房秘書課長に報告するものとする。
 - （６）実習終了後、近畿農政局長は、大学等からの要請に応じて、各大学等に対して実習の終了を報告することができる。実習生への連絡は、各大学等において行う。
 - （７）実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は近畿農政局において準備し、実習生に供与する。
 - （８）指導員は、実施要領第 10 の趣旨を踏まえ、実習生が省内 LAN システムを適正に利用できるよう措置するとともに、実習生を指導・監督しなければならない。
 - （９）実習時間は午前 9 時 45 分から午後 5 時 15 分（以下、「定時」という。）までとし、このうち午後 0 時から午後 1 時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがある。

（実習期間の延長の取扱い）

第 4 実施要領第 4 の（２）に基づく実習期間の延長については、次のとおりとする。

- （１）近畿農政局長は、実習生から実習期間の延長の申出があり、実習を実施している課室等として延長して受け入れることができると判断したときは、速やかに当該実習生が所属する大学等に連絡し、当該期間の延長についての可否の判断について伺いを立てるとともに、受入延長を行う期間が実習生が加入する保険（実施要領第 12 に定める保険をいう。）の保険期間内であることを確認する。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、近畿農政局長において確認する。
- （２）近畿農政局長は、（１）において行った実習期間の延長の可否の判断等を総合的に勘案し、当該延長の可否について決定するものとする。
- （３）近畿農政局長は、（２）の結果について、速やかに当該実習生の所属する大学等に連絡するものとする。
- （４）（２）において、実習期間の延長について「可」と判断したときは、当該実習生に供与している事務用品等の貸出期間の延長等必要な手続を取ることとする。

(特例的な取扱い)

第5 第1及び第2の定めるところにかかわらず、実習生の募集及び決定等に関しては、大学等の事情に基づいて異なる取扱いを定めることができる。